

5 (2) 青少年センター感染防止個別ガイドライン 指導者育成課事業等に関する事項

令和2年7月10日
令和2年9月4日
令和5年3月23日
改定 令和5年5月8日
指導者育成課

指導者育成課の事業実施、及び所管施設について、感染症対策を徹底するためのガイドラインは以下のとおりとする。

1 研修室 1, 2 における事業実施時の感染症対策

(1) 参加自粛に関する協力要請事項

<参加申込時>

- ・事業当日の朝、検温し発熱の症状がみられる方は参加を自粛するようにお願いします。

(2) 参加者への協力要請事項（お願い）

- ・（ワークショップ等で）必要がある場合、使い捨て手袋を持参すること
- ・3密（①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件のある場）の回避に留意すること

(3) 主催者側の準備・対策

- ・参加者またはその所属にすぐに連絡が取れるように名簿を作成する。
- ・参加者は定員までとする。
- ・会場の目につくところ（入口付近）に、手指用の手指消毒液を設置する。
- ・休憩時は会場の換気として、窓・ドアを開放する。
- ・共用物品の利用時には使い捨て手袋を用意し、必要に応じて参加者に配布する。

2 宿泊研修における感染症対策

(1) 利用施設の指示にしたがう。

(2) 特に宿泊室、食堂、浴室利用では混雑を回避するように心がける。

- ・利用施設によっては、食器類（箸、スプーン、皿など）の持参を指示する場合がありますので、その際は事前に参加者の持ち物リストに入れておく。
- ・主催者（指導者育成課）は手指消毒液、使い捨てマスク・手袋、軍手を持参する。

(3) 手指消毒用の手指消毒液を宿泊室及び活動場所に設置する。

3 青少年センター以外で実施する日帰り研修における感染症対策

(1) 利用施設の指示にしたがう。

(2) (1)の上で、1 に準じた感染症対策を行う。